



作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑	樹園地	採草放牧地
作付(予定)作物	買う(借りる)農地に作付ける作物を記入します			
権利取得後の作付面積(m <sup>2</sup> )	権利取得後の全体作付け面積を記入します			

権利を取得しようとする者又はその世帯員(構成員)がその耕作又は養畜の事業に従事している状況及びその労働力以外の労働力に依存している状況(法人にあってはその法人のその耕作又は養畜の事業に係る労働力の状況)	世帯員(構成員)	氏名	年令	性別	権利取得者との続柄	職業	農作業従事日数	農作業経験等の状況								
		農業に従事している世帯員全員について記入します														
		例														
		桶川 太郎			父	農業	200日									
		桶川 花子			母	農業	100日									
		桶川 ●●			本人	兼農	70日									
		桶川 ■■			妻	農業	60日									
		季節雇		臨時雇		年間延日数				日 (予定)						
権利を所得しようとする者及びその世帯員の農機具及び家畜の保有状況	農 機 具								家 畜							
	種類	常用トラクター	モーター	脱こく機	調整機	耕耘機	耨習機	精米機	農業用自動車	種類	馬	役牛	乳牛	豚	羊	山羊
	台数									頭数						
その他参考となるべき事項	通作距離 km 又は 時間															

<農地法第3条第2項第2号関係> (権利を取得しようとする者が農業生産法人である場合のみ記載してください。)

2 その法人の構成員等の状況 (別紙に記載し、添付してください。)

**法人の場合に記入します**

<農地法第3条第2項第3号関係>

3 信託の引受け該当有無 (以下の該当するものに○を付してください。)

信託の引受けによる権利の取得 

有	無
---	---

<農地法第3条第2項第4号関係> (権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。)

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

**農作業に常時従事している方について記入します**

(1) その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名

(2) 年齢

(3) 主たる職業

(4) 権利取得者との関係

(5) その者の農作業への従事状況 (該当する期間(実績又は見込み)を「←→」で示してください。)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間												
その者が農作業に常時従事する期間												

(「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる状態にあることをいいます。)

<農地法第3条第2項第5号関係>

5-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況 (一般)

(1) 権利取得後において耕作の事業に供する農地の面積の合計

(1-1の①+③+権利を取得しようとする農地の面積) = (㎡)

(2) 権利取得後において耕作又は養畜の事業に供する採草放牧地の面積の合計

(1-1の②+④+権利を取得しようとする採草放牧地の面積) = (㎡)

5-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（特例）  
以下のいずれかに該当する場合は、5-1を記載することに代えて以下のうち該当するものに印を付してください。

- 権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。
- 権利を取得しようとする者が、農業委員会のおつせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果所要の面積を下ることとならない。  
〔所要の面積〕とは、北海道で2ha、都府県で50aです。ただし、農業委員会が別に定めた面積がある場合は当該面積です。）
- 本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである。

＜農地法第3条第2項第6号関係＞（転貸する場合のみ記載してください。）

6 転貸が認められる場合への該当有無

農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入しようとする場合（転貸する場合）には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。  
（表作の作付内容＝  
、裏作の作付内容＝  
）
- 農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第7号関係>

7 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼす影響を記載してください。(例えば、集落営農や担い手への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

**申請農地の作付け等をする場合、周辺農地へ与える影響等について記入します**

II 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農業生産法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Iの記載事項に加え、以下も記載してください。

<農地法第3条第3項第1号関係>

8 適正な利用を確保するための契約条件の状況(以下の該当するものに○を付してください。)

本件の権利の設定又は移転は、適正に利用していない場合に使用貸借又は賃貸借の解除をする旨の条件その他の適正な利用を確保するための条件が付された契約により行うものであることを

{ 確約します。  
確約できません。 }

(留意事項)

当該条件が記されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から○○日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の○年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

＜農地法第3条第3項第2号関係＞

9 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどういった場面でどういった役割分担を担う予定であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

申請農地に、使用貸借権や賃借権が設定されている場合に記入します

＜農地法第3条第3項第3号関係＞ (権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。)

10 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う農業への従事状況

(1) 氏名 **法人の場合に記入します**

(2) 役職名

(3) その者の農業への従事状況

その法人が農業(労務管理や市場開拓等も含む。)を行う期間:年 箇月

そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間:年 箇月 (直近の実績)

年 箇月 (見込み)